

定 款

株式会社エージェント

2019年9月20日 変更

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社エージェントと称し、英文ではA g e n t I n c . と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 人材の育成、能力開発、技術向上に関する研修
2. 人材育成のための教育事業並びにカウンセリング
3. 有料職業紹介業
4. 一般労働者派遣事業
5. 求人・採用活動に関する広告、宣伝及びコンサルティング
6. 広告、宣伝の情報媒体の企画及び売買
7. 広告宣伝業、広告宣伝代理業
8. セールスプロモーションの企画、運営並びにその請負
9. 各種イベント、キャンペーン等販売促進に関する行事の企画、運営、制作及びその請負
10. 新商品開発計画、企画、立案並びに販売調査の受託
11. 各種デジタルコンテンツの企画、制作、販売
12. 情報処理及び情報提供のサービス業
13. インターネットのホームページの企画、立案、制作並びにその請負
14. インターネットを利用する情報通信システム及び通信ネットワークの企画、設計、運用に関する受託
15. インターネットを利用したマーケティング、広告宣伝、商品の発注、物流、代金決済等に係るコンピューターシステムの販売
16. 損害保険代理業及びその仲介業、生命保険募集及びその仲介業
17. 不動産及びこれに付属した動産の売買及びその仲介
18. 各種企業のコールセンターの企画・運営・管理に関する事業
19. 前各号に関連する市場調査、情報提供業務
20. 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機関構成)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、20,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるものほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株式の割当てを受ける権利等の決定)

第12条 当会社の株式(自己株式の処分による株式を含む。)を引き受ける者の募集において、株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項の決定は、取締役の過半数の決定によって行う。

(基準日)

第13条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

② 前項のほか、必要があるときは、取締役の過半数の決定により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招 集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数の決定により社長がこれを招集する。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

③ 株主総会を招集するには、会日より2週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面ですることを要しない。

(議 長)

第15条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第18条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任の方法)

第20条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもつて行う。

② 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第22条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

(役付取締役)

第23条 前条のほか、取締役の過半数の同意をもって、取締役の中から、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第29条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほかは、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役の会社に対する責任の制限)

第31条 当会社は、社外取締役の会社法第423条第1項の責任について、当該社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を社外取締役等と締結することができる。

第5章 監査役

(監査役の員数)

第32条 当会社の監査役は、3名以内とする。

(監査役の選任)

第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第35条 監査役の報酬等については、株主総会の決議よって定める。

(監査役の責任免除)

第36条 当会社は、監査役の会社法第423条第1項の責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を監査役と締結することができる。

第5章 計 算

(事業年度)

第37条 当会社の事業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当の基準日)

第38条 当会社の期末配当の基準日は、毎年1月31日とする。

② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第39条 当会社は、取締役会の決議により、毎年7月31日を基準日として中間配当 をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第40条 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。